

食育推進グッズ貸出事業実施要領

1. 目的

本事業は、本市が食育推進に必要なグッズ（以下「グッズ」という。）を貸出することにより、各団体・機関における食育推進を支援し、市民運動としての食育の取組みが広がることを目的とする。

2. 対象者

グッズの貸出を受けることができる者は、奈良市内在住及び在勤・在学の者とする。ただし、使用の目的によっては貸出を受けることができない。

3. 対象グッズ

別紙一覧のとおり

4. 貸出の申込み

グッズの貸出を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、食育推進グッズ貸出依頼書（第1号様式）に必要事項を記入のうえ農政課長へ提出しなければならない。

5. 貸出期間

教材の貸出は、原則として7日間以内とする。

6. 実績報告

利用者は、使用后、すみやかに食育推進グッズ使用報告書（第2号様式）に必要事項を記入のうえ農政課長に提出するとともに、貸出教材を返却しなければならない。

7. 費用負担

グッズの使用料は無料とする。

利用者がグッズを損傷又は紛失したときは、すみやかに農政課長へその旨を報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、情状により、その損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

8. 譲渡等の禁止

貸出を受けた教材を譲渡、交換、貸し付けたりすることはできない。

附 則

この要領は、平成27年2月17日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。